

福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金（以下、「支援金」という。）事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症患者の治療・看護に携わる医療従事者への支援により、医療従事者への感謝・応援の気持ちを表し、医療従事者の士気高揚を図ることを目的とし、医療機関等を通じて、医療従事者一人につき一回限り、予算の範囲内において給付するものとする。

(申請者)

第3条 支援金の申請者は、次の（１）または（２）に掲げる施設において、患者の身体に直接接する等の治療・看護に携わった各医療従事者に対し、第5条で算出された支援金を支給する、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院等の開設者、第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者及び宿泊療養施設への医療従事者の派遣要請を受けた法人の代表者（以下、「給付対象者」という。）とする。

(１) 受入医療機関

イ 感染症指定医療機関

ロ 上記イ以外の医療機関で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第7条により準用される第19条または第20条に基づき患者が入院している医療機関

(２) 宿泊療養施設

イ 患者を受け入れるために県が用意した宿泊療養施設

2 この要綱において「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者とする。

3 この要綱において「医療従事者」とは、原則として医師、看護師、准看護師とする。ただし、患者が入院している病棟に専属で配置され、患者の身体に直接接する業務に従事する職員を含む。

4 支援金事業の対象期間は、令和2年2月から知事の定める期間までとする。

(暴力団排除条項)

第4条 前条の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の給付対象としない。

(１) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(２) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体

(３) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(４) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

イ 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

ロ 暴力団員が実質的に運営している団体

ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団

体

ニ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

ホ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(支援金の算定方法)

第5条 支援金は、次により算出された額とする。

(1) 基準額 100千円

(2) 算定基礎人員

ア) 県内の受入医療機関において、原則として患者が入院する病棟に専属で配置され、合計24時間以上、患者の身体に直接接する業務に携わった医療従事者。

イ) 県が用意した宿泊療養施設において、原則として患者の治療・看護に携わるため派遣され、合計24時間以上(1泊2日を12時間、2泊3日を24時間で換算)勤務した医療従事者。

ウ) 上記ア)における「合計24時間以上」とは、連続しない従事時間の合算も認めるものとする。なお、宿直やオンコール等の待機時間は除外する。

エ) 上記ア)とイ)の時間は通算可能とする。

(3) 給付額

「(1) 基準額」に「(2) 算定基礎人員」の人数をかけた額

2 申請者は、支援金の給付にあたっては、次のとおりとする。

(1) 算定基礎人員となっている医療従事者に対し必ず支援金の支給を行わなければならない。

(2) 支援金の全額を医療従事者へ支給すること。

(給付決定の条件)

第6条 支援金の給付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 申請者が行う医療従事者への支援金の支給手続が支援金事業の実施期間内に完了しない場合又は申請者が行う医療従事者への支援金の支給手続の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 申請者は、支援金の給付に係る証拠書類等の管理について、実績報告書の提出日の属する年度の終了後7年間保管しておかなければならない。

(3) 知事は、当該要領の目的を達成するため必要があるときは、前2項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

(申請手続)

第7条 申請者は、様式1により知事が別途定める日までに申請しなければならない。

(支援金の給付決定通知)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付決定を行い、様式2により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項で決定された金額について、30日以内に申請者に給付するものとする。

る。

（給付決定の取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る給付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、知事が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

（検査等）

第10条 知事は、本要綱の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者に対して報告または関係書類の提出を求め、実地検査を行うことができる。

（実績報告）

第11条 申請者は、医療従事者への支援金の支給が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日までに、様式3による実績報告書を知事に報告しなければならない。

（額の確定）

第12条 知事は、前条の実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告に基づいて第5条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、支援金の額を確定し、様式4により申請者に通知するものとする。

（給付決定の取消）

第13条 申請者が第4条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により給付決定を受けた場合、第10条に規定する検査の結果、第11条に既定する実績報告の確認等により給付の実績が不適当と判明した場合等、知事は、給付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第14条 知事は、第9条、第10条及び第13条の規定に基づき支援金の交付決定の全部または一部を取下げ及び取消した場合において、既に支援金の給付を行っているときは、申請者に対し支援金の返還を命ずるものとする。

2 知事は前項に基づき支援金を返還させるときは、次に掲げる事項を申請者に通知する。

（1）返還すべき支援金の額

（2）返還期限

（個人情報の取扱）

第15条 知事は、この要綱に基づき収集した個人情報について適切に管理し、支援金の給付手続き以外に使用しないものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。